

一般社団法人教育システム情報学会 集会等におけるハラスメント行為禁止規程

(目的)

第1条 本規程は、教育システム情報学会（以下、本学会という。）が主催する全国大会、研究会、シンポジウム、会議、懇親会等（以下、集会等という。）の場におけるハラスメント行為の禁止に関して定めることを目的とする。なお、その対象には直接的な会話等に限らず、TV 会議システムやメールその他による媒体を介したコミュニケーションも含むものとする。また、多様性社会への理解が進む中、本学会は、その研究対象として教育・学習を対象領域とすることから、特に若手研究者の育成や今後社会に出る学生の教育の場となることを踏まえ、本既定を定めるものである。

(ハラスメント行為の禁止、抑止)

第2条 本学会の集会等の場において、発表者、登壇者、参加者、会場スタッフ等に対する非難、誹謗中傷、差別的発言、高圧的発言や態度ならびに発表内容に対する根拠のない否定、過剰な批判等、本学会が定めるハラスメント防止宣言の趣旨を逸脱する行為（以下、ハラスメント行為という。）を禁ずる。

2. その他、研究倫理ないし社会通念に照らして重大と思われるハラスメント行為を禁ずる。
3. 集会等の担当委員会および座長または議長はハラスメント行為の発生を抑止する役割を担う。

(ハラスメント行為の報告)

第3条 第2条に規定するハラスメント行為を受けた者または行為を見聞きした者は、その旨を集会等の担当委員会または座長または議長に報告する。報告者は保護され、いかなる不利益も受けないものとする。

(ハラスメント行為の当事者)

第4条 第2条に規定するハラスメント行為の当事者とは、ハラスメント行為を受けたものおよび、特定された行為者を指す。

(ハラスメント行為の調査)

第5条 報告を受けた集会等の座長または議長は担当委員会に報告し、担当委員会は第2条に規定するハラスメント行為の疑いがあると判断した場合、本学会にその旨を報告する。

2. 本学会は、ハラスメント行為の当事者への事情聴取や担当委員会および座長または議長による事実関係の調査・確認を行う。

(ハラスメント行為の処罰)

第6条 本学会は第5条に規定する調査・結果に基づいてハラスメント行為が認められた場合、行為者への処罰を決定する。

2. 処罰は以下の一部またはすべてとする。

- 1) 行為者への嚴重注意。
- 2) 行為者の本学会の集会等への参加の禁止。参加禁止期間はハラスメント行為の程度に応じて決定する。
- 3) 行為者の氏名の公表。
- 4) 学会が受けた被害の全額あるいは一部の行為者による賠償。

(その他)

第7条 本規程に定めのない事項に関しては、学会および委員会で別途協議する。

附則

1. 本規程は、令和4年3月26日から施行する。